

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成28年 6月17日
【会社名】	ヤスハラケミカル株式会社
【英訳名】	YASUHARA CHEMICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安原 禎二
【本店の所在の場所】	広島県府中市高木町1080番地
【電話番号】	0 8 4 7 (4 5) 3 5 3 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部部长 青山 勝則
【最寄りの連絡場所】	広島県府中市高木町1080番地
【電話番号】	0 8 4 7 (4 5) 3 5 3 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部部长 青山 勝則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成28年6月16日開催の当社第58期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
平成28年6月16日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

イ 普通株式1株につき6円 総額61,650,396円

ロ 効力発生日

平成28年6月17日

第2号議案 定款一部変更の件

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行、業務執行を行わない取締役と責任限定契約を締結すること及び事業目的の削除にかかる所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

安原禎二、沖津弘之、敷田憲治、栗本倫行、中島一臣を取締役（監査等委員であるものを除く。）に選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

中居英尚、前岡 良、内林誠之を監査等委員である取締役に選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

瀬尾義裕を補欠の監査等委員である取締役に選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を年額192,000千円以内とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額24,000千円以内とする。

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役の大原康徳に対し、在任中の労に報いるため退職慰労金を贈呈する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果及び賛成比率(%)
第1号議案	92,359	15	0	可決 98.86
第2号議案	92,329	45	0	可決 98.82
第3号議案				
安原 禎二	92,314	60	0	可決 98.81
沖津 弘之	92,312	62	0	可決 98.81
敷田 憲治	90,959	1,415	0	可決 97.36
栗本 倫行	92,351	23	0	可決 98.85
中島 一臣	92,347	27	0	可決 98.84
第4号議案				
中居 英尚	92,353	21	0	可決 98.85
前岡 良	92,336	38	0	可決 98.83
内林 誠之	92,346	28	0	可決 98.84
第5号議案				
瀬尾 義裕	92,319	55	0	可決 98.81
第6号議案	92,273	101	0	可決 98.76
第7号議案	92,248	90	0	可決 98.74
第8号議案	92,289	85	0	可決 98.78

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりであります。

第1号議案、第6号議案、第7号議案及び第8号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の過半数の賛成による。

2. 本株主総会に出席した株主の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成・反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上